

第13回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年7月30日（火曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	12番 増井 道宏	15番 船越 康博
16番 井村 美江	18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣	

(農業委員の欠席者)

8番 豊田 泉朱	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄	17番 森 博之
----------	-----------	-----------	----------

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	9区 岡崎 勢一
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

3区 松本 雅史	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 市山 賢光
8区 手塚 博	9区 吉積 幸二		

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第13回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、5番金西章委員、15番船越康博委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。

なお、8番豊田委員、13番服部委員、14番川瀬委員、17番森委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

まず、はじめに議案書の訂正をお願いいたします。議案書の1ページ、中段の議案第1号「農用地利用集積計画案審議について」の件数と筆数が逆になっておりました。正しくは、件数が6件、筆数が12筆でございます。お手数ですが、お手元の議案書の修正をお願いいたします。確認が十分出来ておらず、申し訳ございませんでした。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第1号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は6件、12筆です。

◆議案書にそつて、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

先月の総会でもご説明させていただき、「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回、利用権設定の申し出のあつた農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます、これらの基準を満たしているものと考えます。

3ページの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第1号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第1号については、可決と認めます。

以上で議案第1号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数2件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田2筆で、合計転用面積は181㎡の宅地としての届出となります。なお、この案件は、10年以上前に宅地にしていたとのことですので、始末書が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

続きまして、整理番号2番は畑1筆、転用面積109㎡、住宅用地として届出が提出されております。こちらの案件も、すでに建物が建っておりますので、始末書が提出されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田2筆、合計転用面積117㎡、転用目的は駐車場、所有権移転での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

なお、こちらの案件は、金西委員が利害関係人となりますが、届出の案件はご審議ではなく、報告となりますので、退席などいただく前に進めさせていただきました。

議案外につきましては、以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。
以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後1時40分

会議録署名委員 5番 金西 章 委員 15番 船越 康博 委員